

研究者の権利・地位宣言 (Ver.4 2006.6)

1974年11月、ユネスコが「科学研究者の地位に関する勧告」を採択して以来、日本学術会議、世界科学者連盟などが類似の声明や憲章を発表し、ユネスコも再三にわたって研究者・教育者の権利に関する勧告を行なってきました。

今日、科学技術の果たす役割はますます増大し、研究者の責任はいつそう重大になっていますが、わが国ではユネスコ勧告などに基づく措置が十分にとられていないばかりか、国公立大学や国公立試験研究機関の法人化や、私立大学の生き残り競争、企業間の開発競争の激化などにより、むしろ研究者の権利侵害が目立つようになってきています。このような状態が続くならば、研究者が国民の負託に応えることはますます困難になって行くでしょう。

私たちはユネスコ勧告などの趣旨をさらに発展させ、科学研究の意義と目的が世界の平和と人類の福祉、国民生活の向上に貢献することにあることを確認し、それを担う研究者の権利保障が基本的に重要であることを再確認し、これをすべての研究者の共通認識とするために、ここに「研究者の権利・地位宣言」を発表することといたしました。すべての科学者、研究者、技術者、教育者があらためて自らの仕事の意義と責任の大きさに思いを新たにいたし、この「宣言」に照らして相互にその権利状況を点検・確認し合い、発展させることを期待します。

1 <基本的人権の保障> 研究を志す者には、その能力にふさわしい地位が保障される権利があり、すべての研究者は、その地位、所属機関、人種、性別、国籍のいかんにかかわらず、人間らしく生きる権利と、研究を継続する権利がある。

日本国憲法はすべての国民に基本的人権を保障しており、研究者も当然これらの権利が保障されなければなりません。しかし現実には研究者はその所属機関のいかんによっては、たとえば自らの信念に反する研究を強制されたり、発言の自由が制限されたり、労働基本権が制約されたりするなど、基本的人権が制約されている場合があります。また、労働組合活動や市民運動などに参加すると差別されるなどの状況が少なからずあります。さらに、大幅に拡大された大学院定員に見合う卒業後の進路が確保されず、事実上、憲法の労働権の規定が考慮されていない状況になっています。大学・研究機関においても、専門の非常勤講師は著しく不利な条件に置かれていることに加え、近年、競争的環境づくりを理由に、いたずらに教員・研究者・技術者の地位・雇用が不安定化され、研究の継続に困難が生じています。また、女性、障害者、外国人などが、進学、就職、昇進などで差別的な取り扱いをされている例は数多く見られ、研究者の場合も例外ではありません。研究者としての権利の保障の前提として、日本国憲法第11条以下に列挙されている基本的人権がまず保障されなければなりません。

2 <真理を追究し、真実を公表する権利> 研究者は真理を追求し、個人の人権・公共の福祉を損なわない限り、その成果を公表し、かつ虚偽の事実についてはこれを告発し、反対する権利をもつ。研究者は教育の場では真実を伝える権利が保障されなければならない。

企業の事故や事故隠しなどが頻発しています。事故の中には不可抗力のものもありますが、予測予防の可能なものも少なくありません。研究者が事故や事故隠しに加担することなく、専門家として自らの研究の過程や成果を正しく発表することは当然の権利です。2006年4月から公益通報者保護法が施行され、いわゆる「内部告発」が認められるようになりましたが、その内容はきわめて不十分です。事故や事故隠しについては、事業体・企業はもちろんですが、そこで働いている研究者の責任も問われます。研究者が良心に従い事実を公表する権利が保障されなければなりません。技術者が自らの創意に基づいて開発を進める権利も保障されなければなりません。また最近知的財産権を機関が管理する際、管理が出版物や学会発表にまでおよんでいるケースがあり、発表の自由が不当に制限される恐れも出ています。これらの動きに対しても反対していかなければなりません。機関や企業の守秘義務よりも公共の利益が優先されなければなりません。

3 <反社会的な研究を拒否し、反対する権利> 研究者は軍事研究や人の健康、あるいは生態系に大きな悪影響をおよぼす恐れのある研究には参加を拒否し、これを告発し、反対する権利をもつ。

現在、大学の中には自衛隊との共同研究を行なっているところもあり、研究の成果が軍事的に利用される恐れがあります。また、それほど公然としていない場合でも、結果的に軍事研究に結びつく恐れのある場合もあるので、研究者は自らの研究が軍事に利用されないよう、細心の注意を払うべきです。とくに研究費の出所がどこであるかについては、細かくチェックしなければなりません。また環境破壊の恐れや人の生命や健康に重大な悪影響をおよぼす恐れのあるときは研究への参加を拒否し、これを告発し、反対する権利が認められなければなりません。そしてそのことによって不利益をこうむってはなりません。技術者もその技術が悪用される恐れのあるときは開発を拒否し、これを告発し、反対する権利が保障されなければなりません。

4 <研究の継続性の保障> 研究者は地道に研究を継続するための公正・公平で十分な研究費などの研究条件が保障されなければならない。

研究費のGDP比を欧米並みに引き上げるべきであり、その配分方法も科学の調和ある発展が推進されるものでなければなりません。国立大学法人に移行した旧国立大学では校費が大幅に削減されたのみでなく、6年程度の中期的研究計画の提出を求められ、それによって研究費の額が査定されています。このため、試行錯誤を要する長期間の研究や基礎的な研究が敬遠される傾向にあり、このことは、長い目で見て日本の学術研究に致命的な損失を与えることとなるでしょう。国公立の試験研究機関や企業の研究者にも同様な問題があります。いつ成果が得られるのか予測できない研究や、あるいはついに成果が得られなかった研究に対しても、研究条件は保障されるべきです。成果は、失敗や偶然の上に得られることも希なことではありません。また、ややもすれば人文・社会科学系の研究が軽視される傾向があるので、研究費の面でも人文・社会・自然科学の調和ある発展を保障すべきです。そのためには政府は科学技術基本計画の策定に当たっては、日本学術会議、学協会などを通して現場の研究者の意見を聞き、これを尊重すべきです。

研究者が育児・介護など家族的責任の主要な担い手であって、そのために自らの研究遂行に著しい支障をきたす場合は、性別によらず、特別な制度的保障が与えられるべきです。

5 <研究者の身分の安定と保障> 研究の自由は研究者個人にとって不可欠な

条件であるばかりでなく、人類全体の安全や社会の長期的な発展のためにも必要不可欠な条件である。これを保障するために、終身在職権など研究者の身分の安定がはからなければならない。

研究が権力者の恣意や企業の利害に左右されるところでは、その社会の発展は阻害され、ひいては人類の生存すら危うくされる恐れがあります。このように研究とは研究者個人の仕事なのではなく、いわば国民から負託された任務なので、研究の自由を守ることは研究者の社会的責任です。このように大きな意義を持つ研究の自由を保障し、短期的な成果の有無に左右されないためには、研究者の身分の安定と保障が不可欠の条件です。ユネスコの「高等教育の教育職員の地位に関する勧告」(1997年)は「終身在職権またはそれと同等な地位は、学問の自由を擁護し、専断的決定に対する主要な手続き的保障である」とのべています。最近、ポストク、任期制、派遣労働の導入が急速に進んでいますが、これは研究者の身分を不安定にし、長期的視野に立った研究の継続を不可能にします。あるいは本人の意に反する職種変更や配置転換によって研究の継続が不可能になるケースも見られます。研究者には在職権のみでなく、研究者として働くという就労権も保障されなければなりません。研究上の競争は必要ですが、それが身分保障を危うくするものであるなら、研究の発展にはかりしれないマイナスをもたらすでしょう。

育児、介護などの家族的責任を担っている研究者(特に女性)に対し、これを理由とした解雇、配置転換、辞職・転職勧告、嫌がらせなどが日常的に行なわれています。家族的責任を担うことは、ILO が 1981 年に採択した「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」(ILO 第 156 号条約)で、国際的にも認知されたもので、人間として生活する上で欠くことのできない権利です。男女共同参画を推進し、家族的責任を犠牲にすることなく、研究の継続が保障されることは、研究者が人間らしく生活することを保障し、人間らしい視点、両性の視点を踏まえた豊かな観点の研究推進につながります。

6 <公正な評価を受ける権利> 研究評価はあくまで研究奨励のためのものでなければならず、身分・待遇上の差別に利用されてはならない。

最近広がっている成果主義賃金や相対評価などは、評価基準が曖昧であり、本人の異議申し立て権を認めず、あるいはこれを認めても形式的なものにとどめるなど、恣意的な人事管理に利用されかねないものとなっています。このことも研究の発展に大きなマイナスとなっており、この状態が続けば日本の研究が国際的に評価されることはなくなるでしょう。評価を行なう場合は、その基準を明確にし、本人の異議申し立て権を保障し、不服がある場合は何らかの救済措置をもうけるべきです。またその結果を恣意的に待遇上の差別に利用してはなりません。

7 <研究機関の運営に参加する権利> 研究者はその所属する機関の運営に参加し、自主的・自立的にこれを運営する権利がある。

研究機関は国立、公立、私立、公益法人等を問わず、社会に認められた公的な存在であり、研究者による自主的・自立的な運営が保障されなければなりません。大学等の高等教育機関には教授会が置かれ、自治が認められていますが、それは「研究員会議」などの形で他の研究機関にも適用されるべきです。独立行政法人化等によって公務員法の適用を受けなくなった機関では、就業規則が制定され、労働協約が締結されていますが、その際も研究者の権利は十分に尊重されなければなり

ません。また企業の研究機関においても、その企業の目的からはずれることはできないとしても、その運営には研究者の自主性が尊重されるべきです。自主性のないところでは研究は発展しません。

8 <次世代への科学的思考の継承> 研究後継者の育成のために、科学的思考を育て、科学の調和ある発展をめざすゆきとどいた教育が保障されるべきである。不正や歪曲を見抜く力を養う場の提供や、その場への参加が抑制されてはならない。

研究の継承は日本の将来を左右する重大問題です。若手研究者の生活保障や研究条件の保障に、国はもっと力を注ぐべきです。また、現在の教育は政治権力に左右され、産業界の利益が優先されて、少数エリートの育成に力を注いでいますが、しかし国民全体の教育水準の向上なしには優れた研究は生まれません。現在のような教育政策をつづけているかぎり、日本の学術研究の未来は危ういといわなければなりません。また、現在の日本の科学技術政策は、特定の分野に対する重点奨励主義がとられ、そのため長期的な視野にたって日本や世界のあり方を探求したり、基礎的な研究を積み重ねる必要のある分野などが軽視される傾向にあります。この偏りを是正するために、産業界の意見のみを重視するのではなく、学界、教育界をはじめ、広く国民の意見を聞かなければなりません。不正や歪曲を見抜くには論理的思考力が必要ですが、それを育てるための場(自主的な学習会など)の提供や、それへの参加の自由も保障されなければなりません。